○事業申請から助成金交付までの流れ

（文化活動等助成事業、頑張る若手芸術家応援事業、とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）

事業申請（応募）	申請者→県（文化振興課） ※所定の期間内に応募書類を提出してください。

↓

内容確認及び審査委員会による審査

↓

審査結果通知 （内定）及び 助成金交付申請	【審査結果通知】県→申請者 【交付申請】申請者→県 ※内定を受けた申請者は所定の期日までに交付申請書を提出してください。
助成交付金決定	【交付決定通知】県→申請者

↓

事業実施（交付決定から令和9年3月31日まで） ※職員が実地検査をする場合があります。 ※事業内容が当初の計画から大きく変更となる場合は、別途申請が必要です。

↓

実績報告 ※事業完了後 30日以内	申請者→県 ※事業の完了後30日以内に、実績報告書等を提出してください。 ※実績報告書と併せて提出する領収書等は、「コピー」で大丈夫です。
助成金額の確定 及び通知	県→申請者 ※実績報告書の内容を検査し、助成額を確定します。 ※決算において収入の増加、支出の減額等により、助成額が減額となる場合があります。
助成金交付請求 及び支払	【請求書提出】申請者→県 ※所定の様式により請求書を提出してください。 【助成金支払】県→申請者 ※指定口座への振込